

岩手県中小企業災害復旧資金 3月18日(金)取扱開始

対象	<p>災害救助法の適用を受けた市町村区域(今回は県内全域)において、事務所又は事業所が罹災した中小企業者で、市町村等が発行する罹災証明を受けた方。</p> <p>市町村等による罹災証明書について</p> <p>被災地域の状況に鑑み、罹災証明書を受けることが困難な市町村区域(沿岸地域)においては、当面の間、金融機関又は保証協会が罹災状況を確認することで、証明書を受けない罹災中小企業者も貸付対象者としています。</p>
資金使途	設備資金・運転資金
限度額	1,000万円以内
貸付利率	<固定金利> 3年以内 年1.7%以内 3年～10年以内 年1.9%以内
保証料率	年0.45%～1.50% 保証料については、当協会が一部負担し、残りを県が全額補給しますので、中小企業者のご負担はありません。
貸付期間	10年以内(据置期間3年以内)
担保・保証人	無担保、第三者保証人不要